



令和5年1月1日から開始した事業です

出産・子育て応援給付金のご案内

阿久根市では、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、面談等を通じて身近で相談に応じるとともに、経済支援として出産・子育て応援給付金を支給します。

給付金を受け取るためには、手続きが必要です。

	 出産応援給付金	 子育て応援給付金
給付対象者	妊婦	出生児の養育者（母など）
給付額	5万円	5万円（出生児1人当たり）
申請方法	<u>妊娠届出時</u> に保健師等と面談したのち、以下の必要書類を提出してください。	<u>出生届出時</u> または <u>新生児訪問時</u> に保健師等と面談したのち、以下の必要書類を提出してください。
必要書類	・ 出産応援給付金申請書 ※必要に応じて口座情報を添付（通帳又はキャッシュカードの写し） ・ アンケート	・ 子育て応援給付金申請書 ※必要に応じて口座情報を添付（通帳又はキャッシュカードの写し） ・ アンケート
申請期限	妊娠中	生後4か月頃まで
給付時期	申請した月の翌月に、指定された口座に振り込みます。 ※ 申請書に不備がある場合は、振り込みが遅くなる場合があります。	

※ この給付金制度は、国が創設した「出産・子育て応援交付金」に基づくものであり、全国的に実施されているものです。

※ 他の自治体で、「出産・子育て応援交付金」による出産・子育て応援ギフトの支給を受けている場合は、本市での給付は対象外となりますのでご了承ください。

給付までの流れは裏面をご覧ください。

【問合せ・申請先】

阿久根市 こども保健課 こども家庭係（5番窓口） ☎0996-79-3039（直通）

～出産・子育て応援給付金の給付までの流れ～



出産応援給付金

妊娠届出

- ・妊娠届出のため、こども保健課 こども家庭係（市役所5番窓口）にお越しください。

面談

- ・妊娠届出時、窓口で保健師等が妊婦と面談します。
※ 給付金の支給には妊婦との面談が必要です。妊婦以外の方が窓口にお越しの場合は、後日、妊婦と面談の機会を設けさせていただきます。
- ・面談後、出産応援給付金申請書などの必要書類をこども家庭係に提出してください。（妊娠中に申請してください。）

給付

- ・申請を受け付けた月の翌月に、指定された口座に振り込みます。
- ・後日、決定通知書（支払日のお知らせ等）を送付します。

子育て応援給付金



- ・市民課での出生届出後、こども保健課 こども家庭係（市役所5番窓口）にお越しください。

出生届出

- ・出生届出時または新生児訪問時に、保健師等が出生児の母と面談します。
※ 母がいない場合や、養育者に母が含まれない場合は、出生児を養育する父等と面談をし、支給します。
- ・面談後、子育て応援給付金申請書などの必要書類をこども家庭係に提出してください。（生後4か月頃までに申請してください。）

面談

- ・申請を受け付けた月の翌月に、指定された口座に振り込みます。
- ・後日、決定通知書（支払い日のお知らせ等）を送付します。

給付



振り込め詐欺にご注意ください。ご自宅に阿久根市から問合せを行うことはありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることはありません。